

コラム

精神障害者地域移行支援特別対策事業と相談支援事業・地域自立支援協議会

1) 精神障害者地域移行支援特別対策事業の創設の目的

平成18年度から実施した精神障害者退院促進支援事業で浮かび上がってきた課題は、自立支援員による個別支援により、推進が図られつつあるものの、医療機関等から地域生活への移行及び定着を支援する体制を整備するための総合調整機能が弱いことでした。

そこで、精神障害者退院促進支援事業を見直し、より医療と福祉及び地域の連携を図ることを目的とした「精神障害者地域移行支援特別対策事業」が平成20年度から開始されることになりました。

2) 見直しのポイント

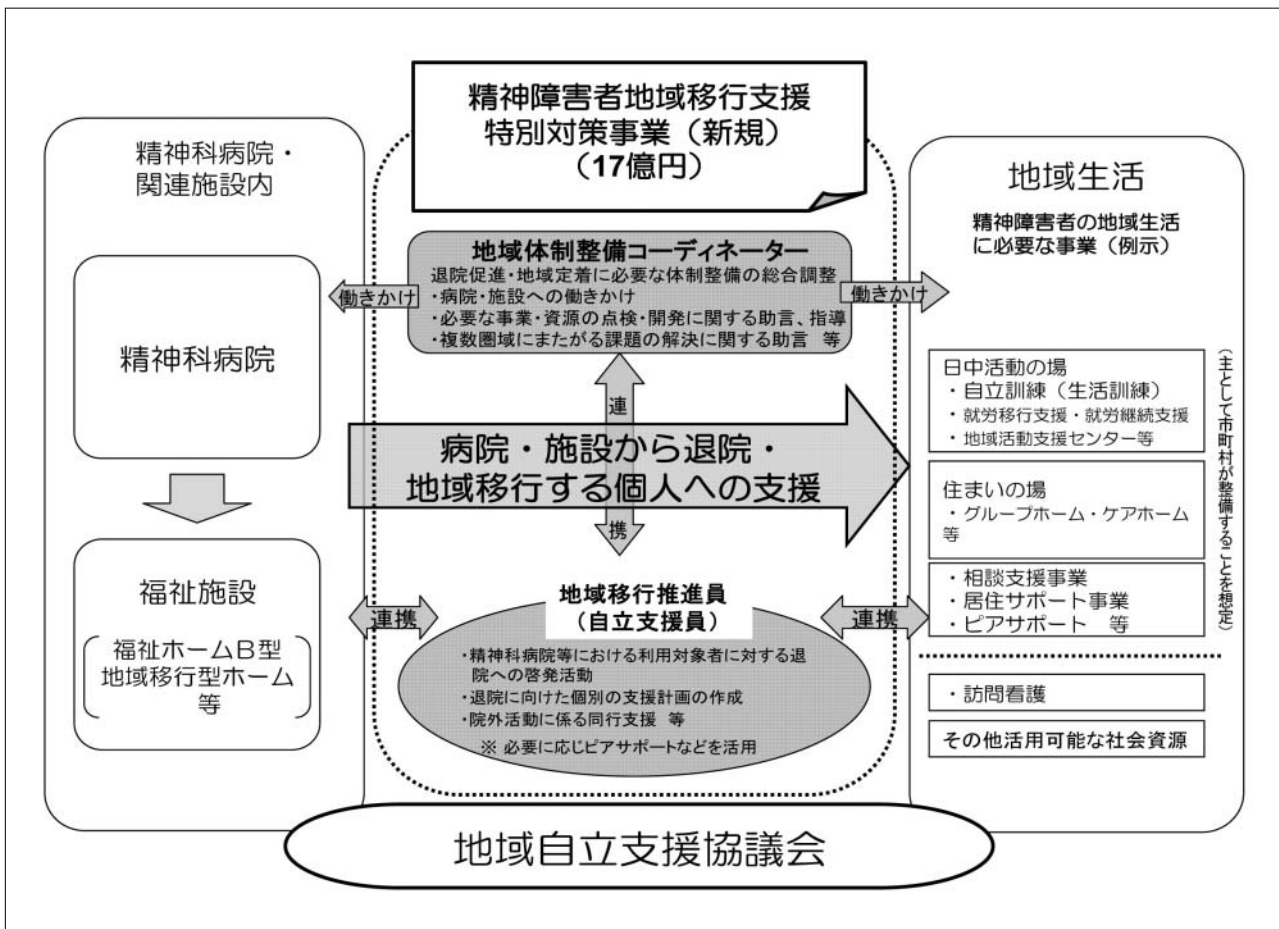
「地域移行推進員（自立支援員）」に加え「地域体制整備コーディネーター」を指定相談支援事業者等に配置し、精神科病院・関連施設の事業利用対象者が地域生活に向けて地域の福祉サービス事業者等を円滑に利用できるように、関係者の連携を図り、相互に協力しながら事業を進めます。

① 地域移行推進員（自立支援員）の役割

病院・施設等における利用対象者のニーズに沿った地域移行支援を推進するための、退院等に向けた啓発活動や個別の支援計画の作成、院外活動に係る同行支援等といった個別支援を主に担当します。

② 地域体制整備コーディネーターの役割

病院・施設等への働きかけ、必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導、複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言等といった退院・退所・地域定着に向けた支援に必要な体制整備の総合調整を担当します。



3) 精神障害者地域移行支援特別対策事業と相談支援・地域自立支援協議会

精神障害者地域移行特別対策事業の実施にあたっては、地域移行推進員は利用対象者のニーズを聞き取り、地域体制整備コーディネーターは利用者が暮らしたい地域の情報を得て、医療関係者とその地域の相談支援事業者等と連携を図りながら、関係者がチームとなってそれぞれの役割を担います。そして、支援の困難な事例や事業を進めていくことによって明らかになった課題等については、関係者が問題意識を共有する場として、地域自立支援協議会を活用します。具体的には地域移行部会等を設置し、部会で明らかにされた課題を地域の問題として地域自立支援協議会で議論し解決の方向性を見いだします。

